

公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会  
事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 天神崎の自然を大切にする会（以下、「この法人」という。）の定款第42条に基づき、この法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全で円滑な運営を図ることを目的とする。

(事務局長)

第2条 事務局に事務局長及び事務局職員（以下、「職員」という。）を置き、事務局長は事務局の事務を統括する。

- 2 事務局長の任免は理事会が行う。
- 3 代表理事は、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。
- 4 職員の任免は、代表理事が行う。
- 5 職員の職務内容及び勤務時間は、代表理事の承認を経て、事務局長が指定する。

(職員)

第3条 職員は、事務局長の指示により、この法人の運営に必要な職務を行う。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

この規程は、平成23年5月7日から施行する。(平成23年5月7日理事会議決)